



AGORA
HOSPITALITY GROUP

証券コード：9704

第81回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年3月26日（火曜日）午前10時

開催場所 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺
3階 利休②
(前回定時株主総会と同じホテルですが、階および会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議 案 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 第9回ストックオプションとして新株予約権を発行する件

目 次

第81回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	13
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告	42

株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ

株 主 各 位

証券コード 9704
2019年3月8日

東京都港区虎ノ門五丁目2番6号

株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ
フォック・ゲイリー・
ヤン・クエン
代表取締役社長

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年3月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年3月26日（火曜日）午前10時	
2 場 所	大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階 利休② (前回定時株主総会と同じホテルですが、階および会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)	
3 会議の目的事項	報告事項	1. 第81期（2018年1月1日から2018年12月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第81期（2018年1月1日から2018年12月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 第9回ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.agorahospitalities.com>）への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
- また、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.agorahospitalities.com>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。
- 第81回定時株主総会招集ご通知の発送は、2019年3月8日を予定しておりますが、早期に情報をご提供する観点から、発送前に開示いたしました。

当社ウェブサイト (<http://www.agorahospitalities.com>)

監查報告

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

取締役8名選任の件

本定時総会の終結の時をもって、取締役10名（うち社外取締役5名）全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化の向上のため、2名減員し、取締役8名（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

**Kwok Gary
Yan Kuen**
クォック・ゲイリー・
ヤン・クエン

再任

社内

生年月日

1980年12月21日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年9月	クレディ・スイス・インベストメント・バンク社アジア・コーポレート・ファイナンス・グループ
2007年5月	バンク・オブ・アメリカ・メリル・リンチ・インベストメント・バンク社アジア・コーポレート・ファイナンス・グループ
2009年1月	バンク・オブ・アメリカ・メリル・リンチ・インベストメント・バンク社アジア・ジェネラル・インダストリーズ・グループ
2013年1月	バンク・オブ・アメリカ・メリル・リンチ・インベストメント・バンク社コーポレート・ファイナンス・グループ・ディレクター
2015年9月	バンク・オブ・アメリカ・メリル・リンチ・インベストメント・バンク社リアルエステート・ゲーミング・ロジック・グループ・シニア・ディレクター ゲーミング・ロジック・グループ責任者
2017年1月	シノコー・インベストメント・コーポレーション社共同創業者兼エグゼクティブ・バイス・プレジデント（現任）
2017年3月	当社社外取締役
2018年3月	当社代表取締役（現任）
2018年3月	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ代表取締役社長（現任）

選任理由

候補者クォック・ゲイリー・ヤン・クエン氏は2017年3月に当社社外取締役に就任し、金融機関での業務を通じて得られた宿泊業に対する豊富な知見とグローバルビジネスに関する高い見識に基づき、当社の業務執行体制の監督等を担ってまいりました。その後、2018年3月から現在まで代表取締役社長および宿泊事業を管掌し、当社における経営戦略並びに経営全般の業務執行の決定および統括的な監督機能を担ってまいりました。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

Chiu Wing
Kwan Winnie
ウィニー・チュウ
ウィン・クワン

再任

社内

生年月日

1980年4月24日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年 6 月 マレーシア・ランド・プロパティーズ社ディレクター（現任）
2004年 8 月 ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル社ディレクター
2008年 7 月 ランド・アンド・ジェネラル社ノンエグゼクティブディレクター
2010年 6 月 ドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社エグゼクティブディレクター
2010年 9 月 ドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社チーフストラテジーオフィサー
2011年11月 ドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社社長（現任）
2015年 3 月 ファー・イースト・グローバル・アジア社・ディレクター（現任）
2015年 6 月 当社社外取締役（現任）

選任理由

候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、ドーセットホテルを運営するドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社社長としての宿泊事業に関するグローバルな経験を有し、全世界的規模での宿泊事業に精通しております。同氏は2015年6月に当社の社外取締役に就任し、また、取締役会議長として当社の成長戦略および業務執行に関して的確な意見を述べております。今後も取締役としての職務を適切に遂行し、また、同氏の国際的な経験およびネットワークにより当社の業務執行体制が強化できるものと考え、業務執行を行う取締役候補者といいたしました。なお、候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は当社の実質的な主要株主であるファー・イースト・グローバル・アジア社のディレクターであり、ファー・イースト・グローバル・アジア社は2年前まで当社の親会社でありました。

候補者番号

3

佐藤 暢樹
さとう のぶき

再任

社内

生年月日

1971年6月20日

所有する当社の株式数

200千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 3月 監査法人トーマツ入所
2004年 7月 株式会社イシン・ホテルズ・グループ開発本部シニアマネージャー
2006年 3月 ユニファイド・パートナーズ株式会社アセットマネジメント部門ヴァイスプレジデント
2010年 6月 野村證券株式会社企業プロジェクト室エグゼクティブマネージャー
2011年 2月 株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズディレクター
2011年 7月 株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズより当社へ出向
2011年 8月 株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ取締役（現任）
2012年 3月 当社取締役CFO（現任）
2012年 6月 株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント堺代表取締役（現任）
2013年 2月 株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント大阪代表取締役（現任）

選任理由

候補者佐藤暢樹氏は監査法人トーマツ 国際監査部およびコーポレートファイナンス部を経て、主に外資系金融機関の投資部門において、新規ホテル取得、不良債権・不動産・事業投資に従事した後、2011年2月に株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズディレクターに就任、2012年3月から当社取締役CFOを務めております。金融機関でのホテル事業投資の豊富な経験に基づき、当社における経営全般の業務執行の決定および財務に関する業務執行および管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

浅生 浩
あそう ひろし

再任

社内

生年月日

1968年9月17日

所有する当社の株式数

10千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
1995年 4月 株式会社東京ヒューマニア・エンタプライズ（出向）
ホテル日航東京開業準備室
2002年 4月 株式会社イーシップ入社
2005年 1月 上海宏軒広告有限公司 副総経理
2006年10月 株式会社新華通信ネットジャパン代表取締役社長
2007年12月 上海天基広告有限公司 副総経理
2011年 1月 株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ取締役（現任）
2017年 3月 当社取締役（現任）

選任理由

候補者浅生浩氏は伊藤忠商事株式会社に入社後、ホテル日航東京開業準備室およびアジア・中国における商社事業を経験した後、中国国内でのビジネス経験を有しております。同氏は2017年3月に当社取締役に就任し、宿泊事業を含め、アジア地域での商社・物流事業を通じた幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、当社における経営全般の業務執行の決定、および当社の中核事業である宿泊事業の新規案件業務の執行および監督を行ってまいりました。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

北村 隆則
きたむら たかのり

再任

社外・独立

生年月日

1946年11月15日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 外務省入省
1989年 1月 外務省経済協力局調査計画課長
1990年12月 外務省大臣官房儀典官
1998年 7月 駐中国公使
2004年 4月 駐香港総領事
2006年 9月 駐ギリシャ大使
2010年 7月 外務省退職
2010年 8月 香港中文大学教授
2013年 3月 当社社外取締役（現任）
2015年 8月 香港中文大学客員教授（現任）

選任理由

候補者北村隆則氏は2013年3月に当社社外取締役に就任し、また、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、2015年から香港中文大学の客員教授を務めており、外交官としての幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、また、独立した立場から当社の業務執行に関する助言・監督等を行っております。今後も当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年12月 ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル社ビジネスディベ
ロップメントマネージャー
2003年 3月 当社監査役
2005年 3月 当社監査役退任
2005年 8月 パークソン・リテール・グループ社CFO
2013年 8月 ドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル社CFO
2015年 2月 ドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル社カンパニーセクレ
タリー
2015年 6月 当社監査役
2016年 1月 ドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル社カンパニーセクレ
タリー兼COO（東南アジア・中国担当）（現任）
2017年 3月 当社監査役退任
2017年 3月 当社社外取締役（現任）

選任理由

候補者クラレンス・ウォン・カン・イエン氏は2015年6月に当社監査役に、2017年3月に当社社外取締役に就任しました。同氏はドーセットホテルを運営するドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル社のCOOとしてグローバルなホテルを運営する経営者の観点から、当社の業務執行に関する助言・監督等を行っております。今後も当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号 6

Clarence
Wong Kang Yean
クラレンス・
ウォン・カン・イエン

再任

社外

生年月日

1970年12月3日

所有する当社の株式数

一千株

候補者番号

7

Hui
Ching Lau
ホイ・
チン・ラウ

再任

社外

生年月日

1979年6月3日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年12月 リアンジェ・インベストメント・グループ・リミテッド
マネージング・ディレクター（現任）
2012年9月 キング・テラス社 ディレクター（現任）
2016年3月 親親食品集団（開曼） ノン・エグゼクティブ・ディレクター
2017年4月 親親食品集団（開曼） 会長（現任）
2018年3月 当社社外取締役（現任）

選任理由

候補者ホイ・チン・ラウ氏は2018年3月より当社社外取締役に就任しております。主に投資銀行における長年の経験および食品業界を中心とした事業会社における経営者としての豊富な経験が、今後も当社の業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると判断し社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は当社の実質的な主要株主であるキング・テラス社のディレクターを務めております。

候補者番号

8

Giovanni
Angelini
アンジェリーニ
・ジョバンニ

再任

社外・独立

生年月日

1945年9月23日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 シャングリ・ラ・アジア・グループ入社
1999年6月 シャングリ・ラ・ホテル・アンド・リゾーツ社CEO
兼マネージングディレクター
2009年5月 アンジェリーニ・ホスピタリティ社 会長（現任）
2011年4月 デュシット・富都・インターナショナル・ホテル・マネジメント(上海)株式
会社副会長（現任）
2013年6月 ニュー・センチュリー・リアルエステート・インベストメント・トラスト社
独立社外取締役（現任）
2014年3月 ドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル社独立社外役員
2018年10月 当社社外取締役（現任）

選任理由

候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏は2018年10月より当社社外取締役に就任し、また、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、独立した立場から当社の経営に関する助言・監督等を行っております。元シャングリ・ラ・ホテル・アンド・リゾーツ社のCEOを務めるなど、国際的なホテル業界における豊富な経験と知見を有し、当社の中核事業である宿泊事業に精通していることから、今後も当社業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると判断し社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、実質的な主要株主であるファー・イースト・グローバル・アジア社のディレクターであります。
2. 候補者ホイ・チン・ラウ氏は、実質的な主要株主であるキング・テラス・リミテッド社のディレクターであります。
3. 上記の他、各候補者は、当社との間に特別な利害関係はありません。
4. 候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、ホイ・チン・ラウ、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
5. 候補者北村隆則氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定する予定であります。
6. 候補者クラレンス・ウォン・カン・イエン氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去当社の監査役であったことがあります。
7. 候補者ホイ・チン・ラウ氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
8. 候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって5ヵ月となります。また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定する予定であります。
9. 当社は候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、ホイ・チン・ラウ、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏が、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役となった際には、各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額となります。
10. 本定時株主総会における各取締役候補者の選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験などを十分配意したうえ候補者を選び、取締役会にて取締役候補者の面接を行い、審議を行ったうえで取締役会にて選定いたしております。

第9回ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、当社の取締役および当社の監査役並びに当社の従業員および当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに当社取締役会に割り当てる新株予約権について、会社法第361条に規定される取締役に対する報酬等の額の具体的な算定方法および報酬等のうち金銭でないものとしての具体的な内容につき、ご承認をお願いするものであります。

当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条および第387条の規定に基づき、報酬等に該当しますが、当社取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第79回定時株主総会で承認されました年額120百万円となりますが、本議案は、上記の取締役の報酬枠とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。当社取締役に対する報酬として1年間に付与するストックオプションとしての報酬の総額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価格に、当社取締役に割り当てる新株予約権の個数の上限を乗じて得た額となります。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、割当の対象となる当社取締役は8名となり、新株予約権の割当数は当社取締役分他277,637個を上限とし、新株予約権の行使に対しては、当社の保有する自己株式を充当する予定です。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社では従来、業績向上や企業価値増大に対する意欲を高め、株主の皆様の共同の利益と一致させること目的として、当社の取締役、監査役、子会社取締役および従業員を対象としたストックオプションを定時株主総会のご承認に基づいて付与してまいりました。今後につきましても、業績向上および株価上昇への意欲や士気を一層高めることを目的として、以下のストックオプションを付与する予定であります。

2. 本総会の決定事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容および数の上限

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および当社の監査役ならびに当社従業員および当社子会社従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式27,763,700株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行うときは、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で

使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他の数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の数

277,637個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株とする。）ただし、当社が株式分割等を行った場合は、上記（2）と同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価額とする。なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 \div \text{分割・併合の比率})$$

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権または新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、読み替えるものとする。

更に、割当日後、当社が合併、吸収分割、新規分割、株式交換または株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2020年5月1日から2025年4月30日までの期間で、当社取締役会で決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①対象者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位にあることを要する。
- ②対象者が前述①の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇もしくは諭旨解雇または自己都合による辞任もしくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができる。
- ③対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ④新株予約権の質入、その他処分は認めない。
- ⑤その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が、上記（7）に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

- ①発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
- ②発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の33%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- ③発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の66%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の66%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- ④発行日の3年後の応当日から発行日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日に在任する当社取締役割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られた額とする。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにブラック・ショールズモデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定する。

(13) 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

(添付書類)

事業報告 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、一服感がみられ、海外情勢や金融資本市場の動向等に対する懸念がみられました。

当業界におきましては、航空路線の拡充やクルーズ船寄港数の増加、査証要件の緩和に加え、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションなどの要因により2018年の訪日外国人旅行者は前年比8.7%増の3,119万人で、1964年以降、最多の訪日者数となりました。

そのようななか、当連結会計年度における当社グループの売上高は夏から秋にかけての一連の災害等の影響により関西国際空港が一時的に閉鎖されたことにより、東アジアの旅行者が旅行を控えた等の影響を受け前期を下回る6,809百万円（前期比10.4%減）となりました。費用面では、宿泊施設の設備メンテナンス費用の削減や長時間残業を見直し、残業手当等の運営費用の圧縮に努めましたが、営業損失は73百万円（前期は営業損失31百万円）となりました。

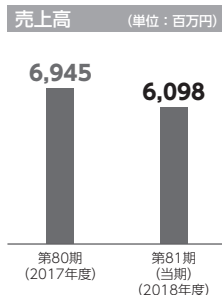
営業外収益として、受取家賃4百万円およびプリペイドカード失効益2百万円等を計上した一方、営業外費用として為替差損128百万円を計上したほか、支払利息60百万円、資金調達費用48百万円等を計上したことにより、経常損失は324百万円（前期は経常利益70百万円）となりました。

また、旧軽井沢ホテルの事業撤退に伴う特別損失等10百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は446百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益248百万円）となりました。

	第80期 (2017年12月期)	第81期 (2018年12月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	7,603	6,809	10.4%減
営業損失 (△)	△31	△73	—
経常利益又は経常損失 (△)	70	△324	—
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△)	248	△446	—

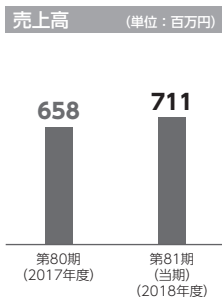
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

宿泊事業部門



当社の宿泊事業部門につきましては、2018年1月に旧軽井沢ホテルの営業が終了したこと、関西地域における7月の豪雨、9月の台風21号、24号の影響により宴会等のキャンセルが発生したことに加え、一時的に関西国際空港が閉鎖されたことによる東アジアからの旅行者が減少した影響により売上高では前期を下回る6,098百万円（前期比12.2%減）となりました。一方、費用面では、不採算レストランの営業を中止した他、宿泊施設の設備メンテナンス等の費用を見直し、長時間残業の抑制による残業手当を削減する等の施策を行い運営費用の圧縮に努めたこと等により、営業利益は76百万円（前期比17.3%減）となりました。

その他投資事業部門



その他投資事業部門におきましては、当社が保有・運用する賃貸不動産を一部売却したことと、霊園事業において、生前の霊園取得需要が落ち着いたことによりその他投資事業部門の売上高は711百万円（前期比8.0%増）に留まりましたが、運営費用が減少した結果、営業利益は前期を上回る121百万円（前期比13.6%増）となりました。

当連結会計年度における配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、無配とさせていただきます。何卒株主の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

2. 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

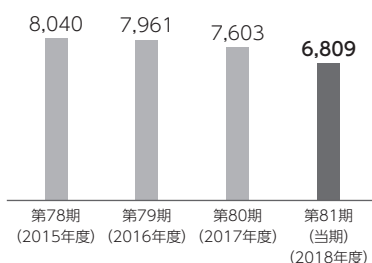
特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

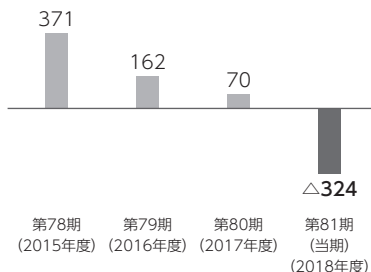
特記すべき事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

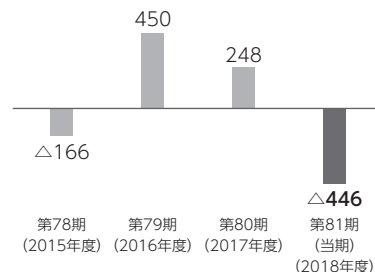
売上高 (単位：百万円)



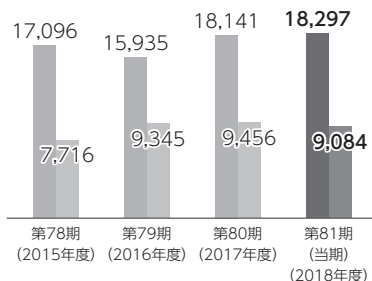
経常損益 (単位：百万円)



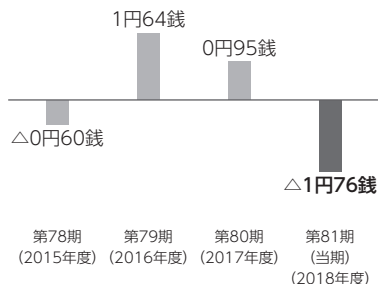
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



区分		2015年度 第78期	2016年度 第79期	2017年度 第80期	2018年度 (当期) 第81期
売上高	(百万円)	8,040	7,961	7,603	6,809
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	371	162	70	△324
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△166	450	248	△446
1株当たり当期純損益	(円)	△0円60銭	1円64銭	0円95銭	△1円76銭
総資産	(百万円)	17,096	15,935	18,141	18,297
純資産	(百万円)	7,716	9,345	9,456	9,084

9. 対処すべき課題

宿泊事業につきましては、旺盛な宿泊需要に対して、人材の拡充と人材への投資は不可欠と考え、積極的な人材確保に努めるとともに、人材の育成を支援していく組織や仕組みを構築し、次世代の宿泊事業を担う人材を育成してまいります。また、各宿泊事業所における共通業務のプラットフォーム化を推進し経営資源を共有化することにより、長時間労働の抑制を図り運営業務の集約・効率化に努めてまいります。

その他投資事業につきましては、引き続き想定されるリスクをコントロールしたうえで業績向上に寄与するよう努めてまいります。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社および関連会社の状況 (子会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ	57,496千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント大阪	4,800千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント堺	0千円	100.0%	国内における宿泊事業
ギャラクシー合同会社	100千円	100.0% (100.0%)	国内における宿泊事業
南麻布二十一合同会社	21,000千円	100.0% (100.0%)	国内における不動産賃貸事業
バタ・インターナショナル社	199米ドル	49.7% [50.3%]	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業
ラワン・メモリアル・パーク社	1,000千マレーシアリンギット	92.7% [7.3%]	マレーシアにおける霊園事業

(関連会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
ヒドゥン・バレー・オーストラリア社	2豪ドル	50.0% (50.0%)	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業

(注) 出資比率欄の〔内書〕は間接出資であり、〔外書〕は緊密な者等の出資比率を記載しております。

11. 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

宿泊事業、その他投資事業

12. 主要な借入先（2018年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社東京スター銀行	3,642百万円
株式会社関西アーバン銀行	3,047百万円
株式会社りそな銀行	214百万円
株式会社八十二銀行	17百万円

13. 従業員の状況（2018年12月31日現在）

セグメント	宿泊事業	その他投資事業	全社 (共通)	合計
従業員数	347名	36名	11名	394名

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、複数のセグメントに従事しているまたは特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

14. 主要な事業所（2018年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都
ホテル・アゴーラ大阪守口	大阪府
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺	大阪府
ヒドウン・バレー	オーストラリア
ラワン・メモリアル・パーク	マレーシア

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,200,000,000株

2. 発行済株式総数 281,708,934株

(自己株式 27,764,250株を含む)

3. 株主数 13,503名

4. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカUNT フア ー イースト グローバル アジアアカウント ツー	83,095	32.72
ユービー エス エージー シンガポール	40,000	15.75
フアー・イースト・グローバル・アジア株式会社	29,000	11.42
デービーエス バンク リミテッド 7 0 0 1 0 4	3,353	1.32
大家 功司	3,300	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,047	0.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,977	0.78
楽天証券株式会社	1,352	0.53
ビービーエイチデービーエスバンクホンコンリミテツドアカウント0 0 5 ノンユーエス	1,317	0.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	1,190	0.47

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式27,764,250株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等（当期中）および保有（当期末）

（1）取得株式

株式の種類	普通株式
株式数	490株

（2）処分株式

株式の種類	普通株式
株式数	－株

（3）保有株式

株式の種類	普通株式
株式数	27,764,250株

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2018年12月31日現在)

1. 取締役および監査役の氏名、担当および重要な兼職の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	フォック・ゲイリー・ヤン・クエン	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ代表取締役、シノコー・インベストメント・コーポレーション社共同創業者兼エグゼクティブ・バイス・プレジデント
取締役ＣＦＯ	佐藤暢樹	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ取締役、株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント堺代表取締役、株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント大阪代表取締役
取締役	副島和昌	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ取締役、株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント堺代表取締役
取締役	浅生浩	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ取締役
取締役	リム・キム・リン	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ代表取締役
取締役	ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	ファー・イースト・グローバル・アジア社ディレクター、マレーシア・ランド・プロパティーズ社ディレクター、ドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル社社長
取締役	北村隆則	香港中文大学客員教授
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イェン	ドーセット・ホスピタリティ・インターナショナル社カンパニーセクレタリー兼ＣＯＯ（チーフオペレーティングオフィサー（東南アジア・中国担当））
取締役	ホイ・チン・ラウ	リアンジェ・インベストメント・グループ社マネージング・ディレクター、キング・テラス社ディレクター、親親食品集団（開曼）会長
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ・ホスピタリティ・社会長、ニュー・センチュリー・リアルエステート・インベストメント・トラスト社独立社外取締役、デュシット・富都・インターナショナル・ホテル・マネジメント（上海）株式会社副会長
常勤監査役	杉戸壽一郎	—
監査役	遠藤新治	税理士
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ケイ・ワー・リアル・エステート社

- (注) 1. 取締役ウィニー・チュウ・ウィン・クワン、北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イェン、ホイ・チン・ラウおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役杉戸壽一郎氏は、当社財務経理部長を長年務め財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、遠藤新治氏は税理士として培われた専門的知識・経験等を有しており、チェン・ワイハン・ボズウェル氏は、会計士の資格を有しております。両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、取締役北村隆則、取締役アンジェリーニ・ジョバンニ氏および監査役遠藤新治の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2018年3月29日開催の当社第80回定時株主総会終結の時をもって、取締役ユエン・ビン氏は辞任いたしました。
6. 当事業年度中に取締役リム・キム・リン氏は代表取締役を辞任し取締役へ変更になりました。
7. 当事業年度中に取締役クオック・ゲイリー・ヤン・クエン氏は社外取締役から代表取締役へ変更になりました。

2. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役ウィニー・チュウ・ウィン・クワン、北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、ホイ・チン・ラウおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏、監査役杉戸壽一郎、遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの各氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定とする契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額であります。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人員	支給額
取締役	9名	53,859千円
監査役	3名	6,096千円
計	12名	59,955千円

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役10名、監査役3名であります。上記の支給人員と相違しているのは2018年3月29日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおり、また、無報酬の取締役が2名在任しているためであります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼任状況

区分	氏名	重要な兼任状況
取締役	ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	ファー・イースト・グローバル・アジア社ディレクター マレーシア・ランド・プロパティーズ社ディレクター ドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社社長
取締役	北村隆則	香港中文大学客員教授
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセット・ホスピタリティー・インターナショナル社カンパニーセクレタリー兼COO (チーフオペレーティングオフィサー (東南アジア・中国担当))
取締役	ウォック・ゲイリー・ヤン・クエン	シノコー・インベストメント・コーポレーション社共同創業者兼エグゼクティブ・バイス・プレジデント
取締役	ホイ・チン・ラウ	リアンジェ・インベストメント・グループ・リミテッド社マネージング・ディレクター、キング・テラス・リミテッド社ディレクター、親親食品集団(開曼)会長
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ・ホスピタリティー社会長、ニュー・センチュリー・リアルエステート・インベストメント・トラスト社独立社外取締役、デュシット・富都・インターナショナル・ホテル・マネジメント(上海)株式会社副会長
監査役	遠藤新治	税理士
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ケイ・ワー・リアル・エステート社

(注) 1. 社外役員が兼任する他の各法人等と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 取締役ウォック・ゲイリー・ヤン・クエン氏は、2018年3月29日付で代表取締役となりました。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	当事業年度開催の取締役会には、9回中7回出席しており、当社の中核事業であるホテル事業に関する豊富な見識を有し、企業経営者としての見地からまた、取締役会議長として当社の業務執行に關して的確な意見を述べ取締役会の監督をおこなっております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
取締役	北村隆則	当事業年度開催の取締役会には、9回中4回出席しており、取締役会の場に限らず、外交官としての国際関係業務の豊富な経験に基づき、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	当事業年度開催の取締役会には、就任後開催の9回中5回出席しており、当社の中核事業であるホテル事業に関する豊富な見識を有し、企業経営者としての見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役	フォック・ゲイリー・ヤン・クエン	当事業年度開催の取締役会には、社外取締役として、開催された取締役会4回中4回出席しており、長年にわたる金融機関における豊富な経験に基づき、当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、当社の中核事業であるホテル事業に関し、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
取締役	ホイ・チン・ラウ	就任後に開催された取締役会6回中4回出席しており、長年にわたる金融機関における豊富な経験および経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会の場に限らず、当社の中核事業であるホテル事業に関し有用な意見を述べております。
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	就任後に開催された取締役会2回のすべてに出席し、長年にわたるホテル事業における豊富な経験および経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会の場に限らず、当社の中核事業であるホテル事業に関し有用な意見を述べております。
監査役	遠藤新治	当事業年度開催の取締役会には、9回中8回、監査役会には、7回中7回出席しており、税理士としての専門的な見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	当事業年度開催の取締役会には、9回中4回、監査役会には、7回中4回出席しており、会計士としての専門的な見地から法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。

(注) 取締役ウイニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、現に当社の実質的な主要株主であるファー・イースト・グローバル・アジア社のディレクターであり、ファー・イースト・グローバル・アジア社は過去5年間に当社の親会社でありました。

(3) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	9名	10,028千円

(注) 取締役クオック・ゲイリー・ヤン・クエン氏は、2018年3月29日付で代表取締役となりました。報酬等の額については、社外取締役在任期間分について上記の記載の総額に含めております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2. 会計監査人に対する報酬等

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額 | 25,200千円 |
| (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 25,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会における決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、定款、規則等を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に努めていくものとする。また、監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めるとともに、経営機能全般に対する監督強化を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報を、取締役会規程および内部情報管理に関わる規程等に従い適切に保存および管理していくものとする。
- ②文書の管理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能を整備し、損失を最小限度にとどめるための必要な対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会において、会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次事業計画に関する事項およびその他重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督していくものとする。
- ②当社は、取締役会付議事項以外の業務執行上の重要事項を決定するため、経営に関する会議を必要に応じて開催し、経営の迅速さを確保していくものとする。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア．国内および海外における子会社・関連会社より定期的に業績等を報告させ、必要に応じて協議を行う。
 - イ．海外事業担当を設置し、事業の運営および管理を推進する。
- ②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、子会社・関連会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。
- ③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっていくものとする。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、経営に関する会議等重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して監査を行う。
- ②当社および子会社、関連会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令・定款等に違反するおそれのある事項を見聞した場合は適宜監査役に報告する。また、当社は、その報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の確保に努める。

- ③監査役は、会計監査人、顧問弁護士と定期的に情報交換を行うものとする。
- ④当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため年次予算を設け、監査役がその費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、その予算の範囲内において、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 当事業年度における当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、予め定められている取締役会の付議項目以外の経営上の重要な課題についても、適宜・適切に取締役会において審議・報告がなされております。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に従い運営しております。その執行に係る情報の保管については、内部情報管理に関わる規程として「会社情報管理規程」に従い適切に保存および管理しており、株主総会や取締役会等の議事録、会計帳簿、契約書等の重要文書については、主幹部署において適切に保存・管理されております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能として取締役会がその責務を担い、取締役会は年9回開催し、業務運営にまつわる損失を最小限度にとどめるための必要な審議を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、取締役会の運営を補完する機能として、「稟議決裁規定」を設け「職務権限規程 決裁要項」に基づき、役職者に適切な権限の移譲を行い業務の円滑な処理を行っております。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制

国内子会社については毎月業績等を報告させ必要に応じて協議を行い業務執行を行っております。

海外子会社については、代表取締役および取締役ＣＦＯがその事業担当として、運営および管理をモニタリングしております。

②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務執行をする取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務しており、その状況は「Ⅳ.会社役員に関する事項」に記載しております。

③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣を行っており、当年度は代表取締役を海外子会社のモニタリングのため派遣しております。

また、国内子会社の従業員についても内部通報制度を周知しており、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっております。

②監査役の職務を補助すべき使用人が他部署の使用人を兼務しておりますが、監査役に係る業務を優先して従事しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会を7回開催いたしました。監査役会において監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席や、事業活動を行う現場に赴くことにより、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

- ②自主的な監査・牽制機能として、内部監査室を設置しております。会計監査人、監査役と定期的な意見交換を実施した他、適宜、取締役の業務執行状況について監査を進めてまいりました。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。
- ③監査機能の実効性を高めるために、日本監査役協会から定期的に情報を入手する他、各種研修会等への参加を行い研鑽に努めております。また、常勤監査役が中心になり、会計監査人と定期的に情報交換を行い、顧問弁護士とも連携を図っております。

VII 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

VIII 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図ります。剰余金の配当等を行うためには、まず、安定的に親会社株主に帰属する当期純利益を計上できる収益構造を確立することが第一と考えております。当社は事業環境の変化が激しいことを考慮し、中期3か年経営計画やROE等の数値目標に関する对外公表は行っておりませんが、当社が継続的に事業を拡大し、収益構造を確立するためには、当社グループで運営するホテルアライアンスを拡大し、安定的な収益確保を図ることが肝要と考え、業績の向上に努める所存です。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第81期 2018年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	3,770,742
現金及び預金	1,729,396
売掛金	364,902
有価証券	175,234
貯蔵品	68,505
開発事業等支出金	1,101,087
その他	336,605
貸倒引当金	△4,991
II 固定資産	14,527,123
1.有形固定資産	12,333,347
建物及び構築物	3,308,873
車両運搬具	2,551
工具、器具及び備品	88,277
土地	6,150,663
住宅用賃貸不動産	2,738,417
建設仮勘定	44,564
2.無形固定資産	1,572,374
商標権	2,297
ソフトウェア	9,339
のれん	1,560,736
3.投資その他の資産	621,400
投資有価証券	36,182
長期貸付金	369,173
その他	216,044
資産合計	18,297,865

科目	第81期 2018年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	1,926,337
買掛金	276,302
1年内返済予定の長期借入金	182,136
未払金	864,736
未払費用	45,633
未払法人税等	43,262
賞与引当金	50,151
ポイント引当金	445
資産除去債務	26,000
その他	437,668
II 固定負債	7,286,894
長期借入金	6,764,151
長期預り保証金	497,330
繰延税金負債	435
その他	24,976
負債合計	9,213,232
純資産の部	
I 株主資本	7,842,790
資本金	8,534,406
資本剰余金	2,646,000
利益剰余金	△2,304,088
自己株式	△1,033,527
II その他の包括利益累計額	△9,389
為替換算調整勘定	△9,389
III 非支配株主持分	1,251,232
純資産合計	9,084,633
負債・純資産合計	18,297,865

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第81期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	
I 売上高		6,809,248
II 売上原価		4,774,752
売上総利益		2,034,495
III 販売費及び一般管理費		2,108,350
営業損失		73,854
IV 営業外収益		
受取利息	468	
受取配当金	2	
受取家賃	4,156	
プリペイドカード失効益	2,721	
その他	6,582	13,931
V 営業外費用		
支払利息	60,088	
為替差損	128,029	
資金調達費用	48,513	
持分法による投資損失	2,738	
その他	25,208	264,578
経常損失		324,501
VI 特別損失		
事業撤退損	10,921	10,921
税金等調整前当期純損失		335,423
法人税、住民税及び事業税		31,163
当期純損失		366,586
非支配株主に帰属する当期純利益		80,320
親会社株主に帰属する当期純損失		446,907

連結株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年1月1日残高	8,534,406	2,642,464	△1,857,181	△1,033,512	8,286,178
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	△446,907	—	△446,907
自己株式の取得	—	—	—	△15	△15
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	3,535	—	—	3,535
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	3,535	△446,907	△15	△443,387
2018年12月31日残高	8,534,406	2,646,000	△2,304,088	△1,033,527	7,842,790

(単位：千円)

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2018年1月1日残高	△60,033	△60,033	1,230,448	9,456,593
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	—	△446,907
自己株式の取得	—	—	—	△15
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	—	—	3,535
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	50,644	50,644	20,783	71,427
連結会計年度中の変動額合計	50,644	50,644	20,783	△371,959
2018年12月31日残高	△9,389	△9,389	1,251,232	9,084,633

| 計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第81期 2018年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	513,209
現金及び預金	126,515
売掛金	209,520
有価証券	175,234
その他	253,017
貸倒引当金	△251,079
II 固定資産	10,865,212
1.有形固定資産	1,618,294
建物及び構築物	99,875
工具、器具及び備品	5,438
土地	1,506,932
建設仮勘定	6,048
2.無形固定資産	70
ソフトウェア	70
3.投資その他の資産	9,246,848
投資有価証券	880
関係会社株式	1,926,271
関係会社長期貸付金	927,236
その他の関係会社有価証券	6,567,650
長期未収入金	259,434
長期前払費用	7,505
その他	179,113
貸倒引当金	△621,244
資産合計	11,378,422

科目	第81期 2018年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	1,272,952
関係会社短期借入金	474,930
1年内返済予定の長期借入金	1,816
未払金	700,476
未払費用	2,379
未払法人税等	1,421
ポイント引当金	445
資産除去債務	26,000
その他	65,483
II 固定負債	53,824
長期借入金	23,111
長期預り保証金	13,332
その他	17,380
負債合計	1,326,776
純資産の部	
I 株主資本	10,051,645
1.資本金	8,534,406
2.資本剰余金	1,917,295
資本準備金	224,533
その他資本剰余金	1,692,761
3.利益剰余金	633,470
その他利益剰余金	633,470
繰越利益剰余金	633,470
4.自己株式	△1,033,527
純資産合計	10,051,645
負債・純資産合計	11,378,422

損益計算書

(単位：千円)

科目	第81期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	
I 売上高		332,643
II 売上原価		104,262
売上総利益		228,381
III 販売費及び一般管理費		351,860
営業損失		123,479
IV 営業外収益		
受取利息及び受取配当金	175	
受取家賃	5,729	
プリペイドカード失効益	2,721	
その他	4,773	13,399
V 営業外費用		
支払利息	17,048	
為替差損	48,781	
資金調達費用	37,208	
その他	4	103,042
経常損失		213,122
税引前当期純損失		213,122
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		214,332

株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2018年1月1日残高	8,534,406	224,533	1,692,761	1,917,295
当期変動額				
当期純損失 (△)	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
2018年12月31日残高	8,534,406	224,533	1,692,761	1,917,295

(単位：千円)

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
2018年1月1日残高	847,802	△1,033,512	10,265,993	10,265,993
当期変動額				
当期純損失（△）	△214,332	－	△214,332	△214,332
自己株式の取得	－	△15	△15	△15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	△214,332	△15	△214,348	△214,348
2018年12月31日残高	633,470	△1,033,527	10,051,645	10,051,645

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年2月20日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代 表 社 員 公認会計士 小笠原 直 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年2月20日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代 表 社 員 公認会計士 小笠原 直 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループの2018年1月1日から2018年12月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月21日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ監査役会

常勤監査役 杉 戸 寿 一 郎 ㊞

監査役（社外監査役）遠 藤 新 治 ㊞

監査役（社外監査役）チェン・ワイハン・ボズウェル ㊞

（注）監査役遠藤新治、監査役チェン・ワイハン・ボズウェルは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ 七

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

株主総会会場ご案内図

会 場

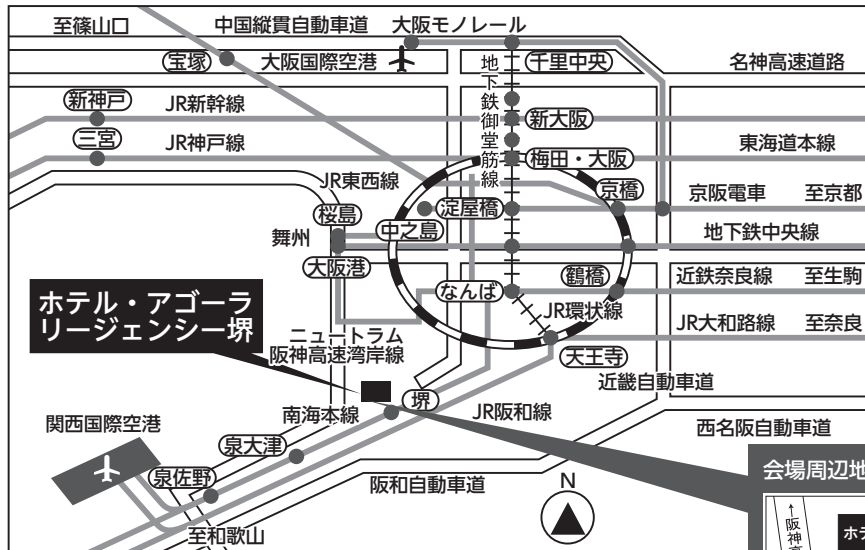
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階 利休②

大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 TEL 072 (224) 1121

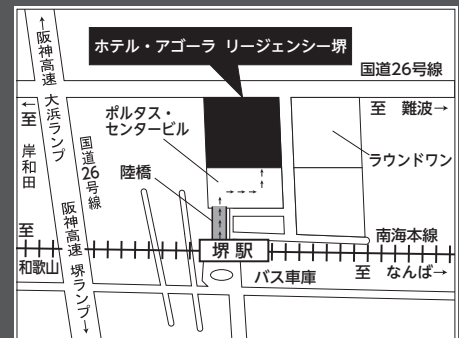
交 通

① 新大阪駅 → (地下鉄御堂筋線) → なんば駅 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約45分

② 関西国際空港 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約30分



会場周辺地図



※南海本線堺駅「西口」よりホテルへの連絡通路をご利用ください。(徒歩1分)

※本総会用に駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。